

知らなきゃ損する

法人設立大節税術

1 法人設立による所得税の節税

個人

所得税: 5%~45%の累進税率
住民税: 一律10%課税

正しい知識で
法人化のメリット
を知ろう!



難波孝朗
事務所 所長

所得税・住民税 税率



法人

法人税 実効税率 約36%
(現行、法人住民税含む)

20%台に
(骨太の方針)

法人税 税率

実効税率 約36%

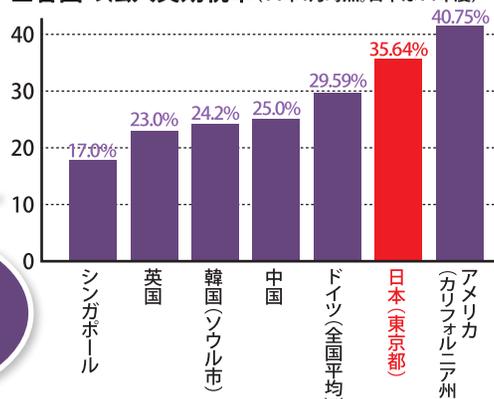
※個人の税負担と比べて法人の税負担の方が少ない場合は、**法人設立のメリット**があります。

2 法人設立のメリット

- 収入が多いほど税率軽減の効果が発揮できる
- 相手に対して(取引先や銀行等)信用力が向上する
- 経費の認められる範囲がひろくなる
- 生命保険料が全額費用となる(掛捨て)
- 役員報酬で給与所得控除が使える
- 役員などに適正な給与を支払える
- 適正な退職金を費用にできる

日本の法人
実効税率は
高水準!

■ 各国の法人実効税率(14年1月時点、日本は14年度)



難波孝朗 税理士・行政書士・社会保険労務士事務所

[直通電話] 090-1676-6304

大阪府三島郡島本町水無瀬1丁目5番9号(司法書士事務所のすぐとなりです!)



TEL.075-961-0812 FAX.075-961-0818

✉ t-namba@sirius.ocn.ne.jp

🌐 http://namba-one.com/